

## 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

### [議事録 2/3]

- ・地方交付税の繰越しと地方税収の上振れ
- ・トップランナー方式と地方財政計画

### ○吉川沙織君

それでは、ここから地方財政全般について、3月23日の審議も踏まえながらお伺いしていきたいと思います。



これは衆議院の総務委員会でも随分出たようですが、平成28年10月27日に開催されました財政制度等審議会の財政制度分科会では地方財政が議題になりました。その際の資料では、地財計画の見直し方向として財務省が考える改革の方向性が幾つか示されており、その一つに地方税収等の計上の適正化が挙げられています。

そこでは、地方交付税の原資となる国税収の上振れにより生じた地方交付税の増額分を翌年度に繰り越している措置を引き合いに出しつつ、地方税収について、地方財政計画見込額からの上振れ分を地財計画上でも精算すべきとしています。しかし、地方交付税については、地方交付税法において国税の一定割合とされており、これは決算額の一定割合を意味していることから、精算を行い、その結果、増加する場合には後年度の地方交付税総額に加算することとされています。

このような地方交付税の精算増と地方税収の上振れを比較することが適当なかどうか、財務省と総務省に伺います。

### ○政府参考人(藤井健志君)

お答え申し上げます。

地方交付税の精算増と地方税収の上振れを比較することの妥当性という御質問をいただきました。

国税におきましては、前々年度の税収決算増と前年度の税収補正増のそれぞれに伴います



交付税の法定率分の増額は、当年度の予算編成において財源不足の解消に活用されているところでございます。

一方、地方税収の上振れは財源不足の解消には活用されていない状況でございます。地方財政計画で見込んだ歳入歳出のギャップを埋めるべく、法定率分に加えまして特例交付金などで交付税が措置されていることを踏まえますと、計画見込みからの地方税収の上振れ分は、結果として本来の必要額を上回る赤字国債の発行を国の側で行っていたということを意味すると考えております。

平成32年度までのプライマリーバランス黒字化が財政健全化目標として掲げられ、最大限の歳出効率化努力が求められている中、地方税収の決算見込みからの上振れ分につきましては、ミクロベースでは認識されているのと同様に地方財政計画上でも認識して精算を行うべきではないかと、こういうふうに考えているところでございます。

#### ○政府参考人(黒田武一郎君)

委員御指摘のとおり、地方財政計画につきましては、地方財源を保障するために、地方交付税法に規定するとおり、翌年度の地方団体の歳入歳出額を見込むものでございます。



この中で、交付税につきましては、先ほど御指摘いただきましたように、基本的には国税の一定割合と決まっておりますので、当然、その年の予算計上額を決算分について精算するという行為が出てまいります。それに沿って翌年度の見込額を計上すると。

地方税収につきましては、まさにこれは翌年度を見込むということになっておりますので、決算額が見込額と比較して上振れした場合も下振れした場合も、これは今の地方財政計画の制度上はそういう精算は行わないという認識であります。

#### ○吉川沙織君



地方税収の上振れ、下振れの相殺について  
はこれまでの議論の中でも出ておりましたけれども、地方税収が上振れをしているとき、どんな場合か。この主な要因というのは、恐らくですが、法人関係税の増収であることが多いと考えられると思います。法人関係税は伸長

性が高く、かつ地域偏在性も大きいです。ということは、地方税収の上振れの大宗を成すのは不交付団体分であると思われます。これに見合う歳出は、地方財政計画上の考え方では、恐らく、交付団体の分も含む一般歳出ではなく、いわゆる水準超経費として整理するべきものではないかと考えられます。

財政制度等審議会が考える地方税収の地方財政計画での精算とは具体的にどのように行うものなのか詳細は明らかではありませんが、地方税収の上振れ分と同額を後年度の地方財政計画の税収に計上し、一方で、その見合いの歳出を交付団体分か不交付団体分かを区別しないで計上するのであれば、不交付団体に帰属する上振れ税収の分だけ交付団体の歳出を圧迫する結果につながるのではないかと考えています。

もしかしたら理論上はできないことはないかもしれません、そもそも地方財政を議論する際には 1,800 もある地方団体の財政運営を考えて制度設計する必要があるはずだと考えます。総務省の見解を伺います。

### ○政府参考人(黒田武一郎君)

基本的に御指摘のとおりだと私どもも思っております。



あえて仮にこの地方税収につきまして何らかの調整をする仕組みを新たに設けることとした場合にどのような問題が生じるかということについて、少し例を挙げさせていただきたいと思います。

例えば、来年度、平成 29 年度の地方財政計画は、例年の日程であります平成 29 年 2 月上旬、その前提であります地方財政対策はこの 12 月に決定されます。したがいまして、仮に、今御指摘いただきましたように、一定ルールの下で不交付団体分を何らかの形で調整して地方税の決算額を反映させるということをした場合におきましても、この地方財政計画の前々年度であります平成 27 年度決算がその対象になります。したがいまして、この決算が明らかになるのは 11 月下旬でございますので、地方団体は、夏の概算要求の段階の数値に加えまして、11 月まで更に見込みが立たないという状況になりますので、これは中長期的な観点からの予見可能性を求める地方団体側から見ますとまさに逆行する対応になります。非常に問題があるのではないかと思っております。

当然、先ほど御指摘のように、全国 1,800 ありますそれぞれの地方団体、それぞれの事情に基づきまして事務事業を実施しますので、税収が増加した場合も、基金に計上する団体もあれば、緊急の課題に対応するための財源として使う団体もございます。仮にこの全国総額で一定のルールで精算するとした場合、地方税収、個々の団体では増減は様々でございます。個々の地方団体は、税収が増えた場合でも、それが全国べ

ースで増加するのかどうかは見込めない中にありますて、翌々年度の交付税総額がどのようになるかという、これ、言わば見込みようのない課題を視野に入れながら財政運営をせざるを得ないと、そういうふうな困難な問題が生じます。

こういうふうに、非常にこの予見可能性の問題からも問題があると思っておりますので、現行の単年度ごとの整理の仕方が妥当ではないかと考えております。

### ○吉川沙織君

今局長から答弁ございましたように、地方団体、様々事情があって、様々な危機、災害対応にも備えていかなければならないということも含めて御答弁をいただいたかと思います。しっかりやっていただきたいと思いますし、注視をしていきたい課題であると申し上げておきます。

それでは次に、今年3月23日のこの委員会で、地方交付税の算定におけるトップランナー方式について、これを全ての団体で行うとして算定していった場合、地方財政計画上の地方公務員数の積算における民間委託等推進分が増加し、これにより給与関係経費が減り、最終的に地方交付税総額が減ることになりました。やしませんかと質問を行いました。



この質問は、トップランナー方式の導入による歳出効率化が単なるスリム化という意味で捉えられ、節減された経費を他の歳出に振り向けるという歳出の再構築にはならないのではないかという懸念から行ったものです。

この質問に対して総務省は何て答弁があったかといいますと、「交付税算定における本年のトップランナー方式の導入が直ちに本年の地財計画の職員数に影響しているというものではございません。」でした。質問の意図が余り伝わっていなかったと思います。質問は、トップランナー方式による算定を進めていった場合の後年度の地財計画と地方交付税総額への影響を聞いていたのであって、本年の算定が本年の地財計画に与える影響については聞いていませんでした。質問の意図が残念ながら伝わらなかったのか、あえて擦れ違いの答弁をされたのかは分かりませんが、いずれにしても、前回はちゃんと質問にお答えいただけませんでした。

そこで、また財政制度等審議会の資料に戻りたいと思いますが、地財計画の改革の方向性として、「改革成果の地財計画への反映①(トップランナー方式)」を挙げ、地財計画の歳出規模の抑制、地方財政への効率化につなげるべく、トップランナー方式による効果が地財計画に反映されるよう計画の策定を進める必要が

あるとされています。財政審の考え方は、まさに先般の質問を行う際に私が抱いていた懸念のとおりではないでしょうか。

財務省はトップランナー方式を歳出のスリム化手段であると考えておられるのか、見解を伺います。

#### ○政府参考人(藤井健志君)

お答え申し上げます。

トップランナー制度につきましては、まさに各自治体の行政運営を効率化してもらう、それを促すという趣旨で設けられているものと理解しております。現状では、トップランナー制度に伴う基準財政需要の単価の見直し、これがなされておるわけでございますが、それに伴う基準財政需要額の減少額が地財計画に反映されているとは言えない状況だというふうに考えてございます。



プライマリーバランス黒字化が財政健全化目標として掲げられ、最大限の歳出効率化が求められている中、トップランナー制度についても、その効果を地財計画に反映させ歳出規模の抑制につなげていくべきではないのか、このように考えてございます。

#### ○吉川沙織君

トップランナー制度ではなくトップランナー方式でございますので、是非お間違えのないようよろしくお願ひいたしますとともに、歳出規模の抑制を進めていくという、こういう財務省のお立場を今答弁でいただきました。

総務省としては、このような考え方にも同調されますでしょうか。見解を伺います。

#### ○政府参考人(黒田武一郎君)

地方財政計画の歳出におきましては、トップランナー方式等といいました民間委託等、この業務改革等の進捗に伴いまして一定の歳出効率化効果が将来的には見込まれ、減となる経費がある一方で、社会保障関係費の自然増等のように増になる経費もございます。



このように、地方財政計画の歳出におきましては減となるものや増となるものございますが、いずれにしましても、この業務改革の努力をして行政コストを下げればその分地方財源が減少するということになりますと、これ業務改革へのインセンティブはむしろ阻害されるものでございますので、地域の様々な課題に必要な財源を確保するなどした上で、しっかりと、この一般財源総額につきましては 2015 年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に水準を確保すると。この方式を踏まえまして、所要の一般財源総額を確保してまいりたいと考えております。

### ○吉川沙織君

今の答弁で大体分かりはしたんですが、先般、3 月 23 日の答弁でお答えいただけなかったので、改めて総務省に伺いたいと思います。質問の意図は先ほどの発言で伝わったと思います。

トップランナー方式による算定を行うことで、後年度において、地財計画上の地方公務員数の積算における民間委託等推進分が増加し、これにより給与関係経費が減り、地方交付税総額の減額要因となることはないか、総務省は改めて答弁をお願いします。

### ○政府参考人(黒田武一郎君)

ただいまお答えしましたように、確かに、このトップランナー方式の部分だけを見ますと、業務改革が将来的に進行しますと決算額にも出てまいりまして、その分は歳出の減少要因になるということは、これは間違いないと思います。

ただ、その分を、これはあくまでも地方団体の努力でございますので、その分が地方財源の減に直結するというようなことになりましたら、これは業務改革のインセンティブ、非常に阻害しますので、ほかの必要な、様々な地域課題に必要な経費、そういうものをしっかりと確保しながら一般財源総額を確保していくと、そういう対応をさせていただきたいと思っております。

### ○吉川沙織君



今、総務省の局長の答弁にもありましたとおり、業務改革のインセンティブ、大事だと思っています。だからこそ、このトップランナー方式の導入というのは、単なる歳出等のスリム化ではなくて、歳出効率化により生じた財源を 1,800 もある地方団体がそれぞれの事情に応じた歳出へ振り向けられるようになるために行うものであると私は考えますが、財務省、総務省に見解を伺います。

### ○政府参考人(藤井健志君)

お答え申し上げます。

トップランナー方式についてもその効果を地財計画に反映させるべきではないかと考えているのは、先ほど申し上げたとおりでございます。一方で、トップランナー方式導入によります歳出効率化によりまして各自治体が独自施策の財源を確保するという個々の自治体のインセンティブにも十分配慮すべきだというのは、御指摘のとおりだと考えております。



この両方を踏まえまして、トップランナー方式の効果額をどの程度どのように地財計画に反映すべきか、計画策定上の工夫については総務省とよく相談してまいりたいと、このように考えてございます。

### ○政府参考人(黒田武一郎君)



今の答弁とほぼ重複いたしますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、この地方財政計画の歳出におきましては、トップランナー方式の導入に伴う業務改革等の進捗に伴いまして、一定の歳出の効率化が見込まれる経費もあれば、一方で社会保障関係費の自然増等のように増となる経費もございます。こういうものを全て含めまして、めり張りを付けて歳出の重点化、効率化をしながら、地方の市町の一般財源をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

### ○吉川沙織君

今、財務省、総務省、それこれから答弁をいただきました。単なるスリム化ではなく歳出の再構築であるという考えに立つのであれば、トップランナー方式による効果は一般行政経費単独の増加に振り向いていくのが私は道理であると考えるんですけども、財務省と総務省の見解を伺いたいと思います。

### ○政府参考人(藤井健志君)

どのような経費に振り向けるのがいいかというのは、今後、総務省とよく協議してまいりたいと考えております。

### ○政府参考人(黒田武一郎君)

一般行政経費の単独の事業の見積りの中で、このトップランナー方式のことも含めまして、全体として所要額は確保してまいるように対応してまいりたいと考えております。

### ○吉川沙織君

トップランナー方式、今年度から導入して、来年度以降もこれから在り方はしっかり見ていきたいと思いますが、私は、業務改革のインセンティブをそれぞれの地方団体に付与するためにも、それで生まれた財源というものはそれぞれの団体に応じたものに振り向けるべきです、何より一般行政経費単独に振り向けるべきだという考え方であることを申し添えて、次は臨時財政対策債の在り方について伺いたいと思います。



続きの議事録(3/3)は、こちらです。